水並びに千葉県の工業用水の需要が増加すると予測されていることなどから、鬼怒川における洪水調節、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、栃木県や日光市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　栃木県日光市役所

○環境省告示第七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

祇苗島鳥獣保護区

二　区域

東京都神津島村の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南方約百八十キロメートルの海上に位置する神津島の南東約一・二キロメートルにある祇苗島全域とその周辺海域である。

祇苗島は、南北の二つの小島と岩礁からなり、周囲約一・五キロメートルの断崖絶壁の無人島である。

同島の多くは浸食された岩で、植生は島の上部に広葉樹の低木を含む草地があるのみである。同島の岩の割れ目、隙間等において、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ及びオーストンウミツバメの集団繁殖が確認されている。

また、周辺の海域はカンムリウミスズメの採餌場所として重要である。

このように、当該区域はカンムリウミスズメ等海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力して行う鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類及び侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。

ロ　鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に適確な対応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講ずる。

ハ　海鳥等の生息及び繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第七十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、祇苗島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

祇苗島特別保護地区

二　区域

東京都神津島村の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、東京都の南方約百八十キロメートルの海上に位置する神津島の南東約一・二キロメートルにある祇苗島の全域である。

祇苗島は、南北の二つの小島と岩礁からなり、周囲約一・五キロメートルの断崖絶壁の無人島である。同島の多くは浸食された岩で、植生は島の上部に広葉樹の低木を含む草地があるのみである。同島の岩の割れ目、隙間等において、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメ及びオーストンウミツバメの集団繁殖が確認されている。

このように、当該区域はカンムリウミスズメ等海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力して行う鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類及び侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。

ロ　鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に的確な対応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講ずる。

ハ　海鳥等の生息及び繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

大野原島鳥獣保護区

二　区域

東京都三宅島三宅村の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南南西約百八十キロメートルの海上に位置する三宅島の南西約十キロメートルにある大野原島全域及びその周辺海域である。

大野原島は、子安根、青根、大根、海老根、平根、間角根等多くの岩礁の総称であり、無人島である。岩礁は、東西約八百メートル、南北約六百メートルの約三十ヘクタールの海域に分布している。このうち最も大きな岩礁は、標高約百十四メートルの子安根である。

多くの岩礁は切り立った浸食された岩で、植生は急傾斜地にスゲの仲間その他の草本類が生育しているのみである。岩の割れ目、隙間等において、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメの集団繁殖が確認されている。